

物 件 明 細

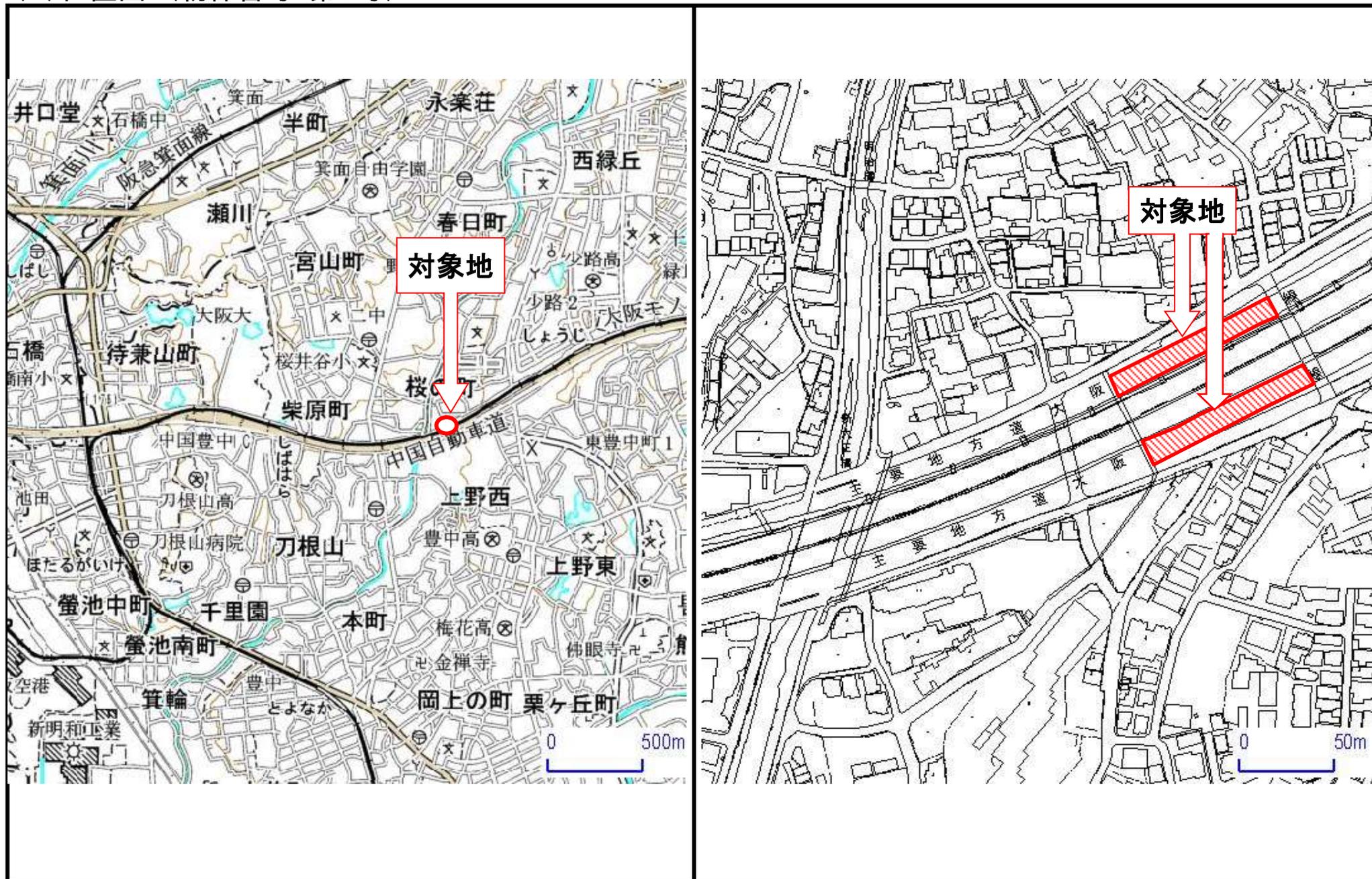
物件番号	所在地 (路線名)	豊中市桜の町六丁目211番他18筆の一部 (主要地方道大阪中央環状線桜の町高架橋下)	交通 機関	大阪モノレール少路駅 西南西 約500m	最 低 占用料 (年額)	4,870,300円/年	占用 期間	5年
1								

土地の概要				<p>特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平面駐車場(コインパーキング含む)等平面利用を想定しております。 2 対象地への車両等の出入り口については、池田土木事務所及び豊中警察署と協議し、許可を得てください。 車両等の衝突により、大阪中央環状線の橋脚等に損傷が生じないよう、適切な場所に防護柵等を設置してください。 なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所管理課 電話:072-752-4111(代) 大阪府豊中警察署交通課 電話:06-6849-1234(代) 3 開発行為及び建築行為等の際は、豊中市まちづくり推進部開発審査課、建築審査課と協議してください。 (お問い合わせ先) 豊中市都市計画推進部開発審査課 電話:06-6858-2422 建築審査課 電話:06-6858-2860 4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。 排水等の処理については、豊中市上下水道局下水道建設課と協議してください。 (お問い合わせ先) 豊中市上下水道局下水道建設課 電話:06-6858-2955 5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。 6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、すべて占用者において行ってください。 7 対象地外の府所有地(橋脚・管理用フェンスの周辺など)についても、対象地と併せて良好な管理を実施してください。 8 現地における、アスファルト舗装やネットフェンス等の道路の施設又は工作物の撤去、形状変更、整備及び大阪中央環状線の橋脚等の付近で工事を行う際には、池田土木事務所と協議し、許可を得てください。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所管理課 電話:072-752-4111(代) <p style="text-align: right;">次頁に続く</p>					
面 積	占用許可対象面積 3,591 m ²								
接面道路 の状況	北側:府道・幅員約6.0m・舗装有・高低差無(一方通行) 南側:府道・幅員約5.9m・舗装有・高低差無(一方通行)								
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内							
		用途地域	第二種住居地域						
		地域地区	準防火地域						
		建ぺい率	60%						容積率
その 他の 法令等	道路法(主要地方道大阪中央環状線区域内) 消防法 建築基準法								
その他条件									
供給 処理 施設 の 状況	区 分	配管等の状況							照会先及び電話番号
		公営水道	(本管)	(引込管)	豊中市上下水道局お客様センター給排水課 06-6858-2961				
		無	無						
	電 気	(配電線)	(引込線)	関西電力(株)北摂営業所 0800-777-8015					
		有(南側府道)	有(南側府道)						
	都市ガス	(本管)	(引込管)	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
		無	無						
公共下水道	(本管)	(引込管)	豊中市上下水道局下水道建設課 06-6858-2955						
		無			無				

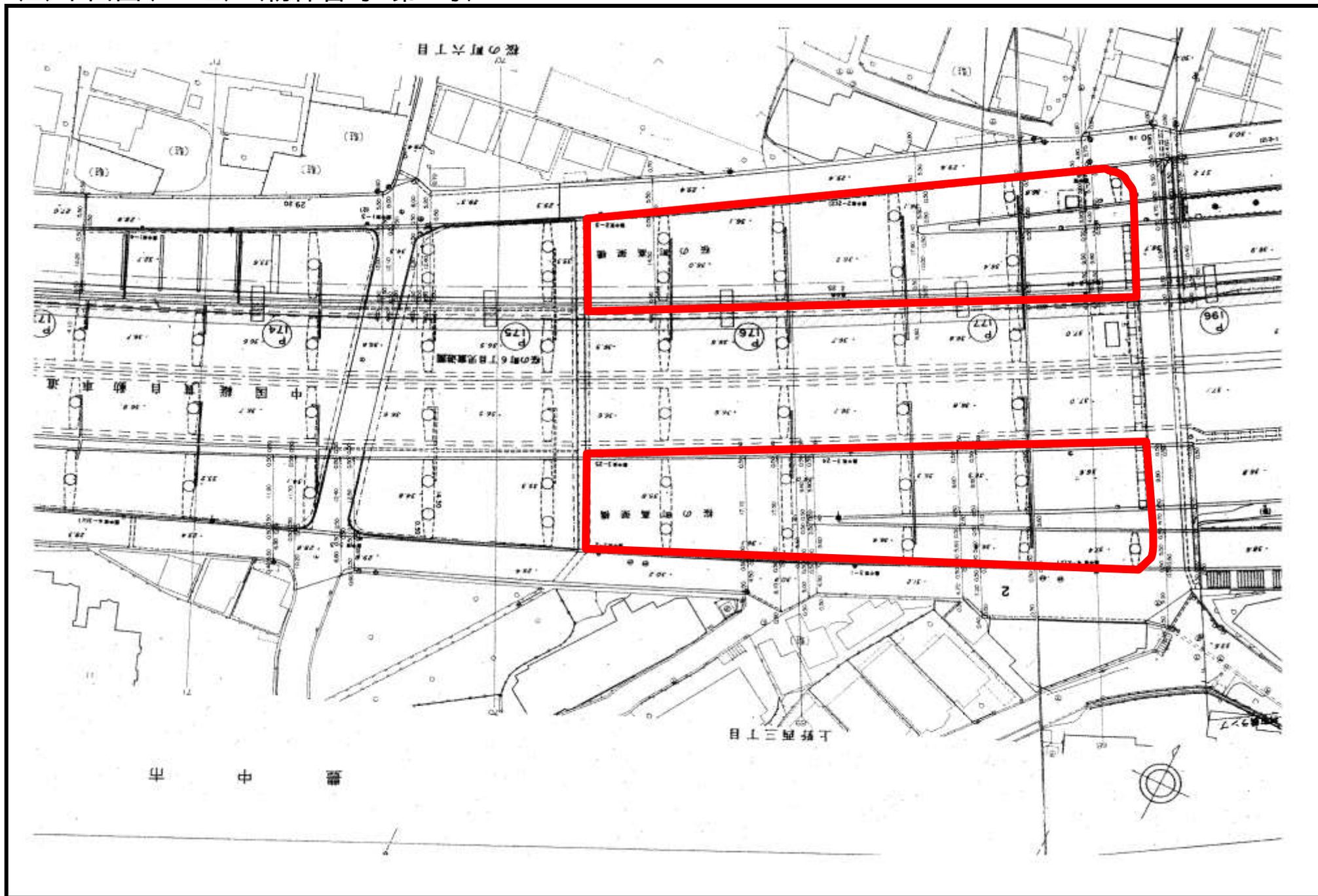
特記事項

- 9 対象地の実地調査や橋梁及び高架下内の工事・点検等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、占用許可条件に基づき、大阪府が指定する期日までに施設の撤去又は移動をお願いします。
なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占用者の負担となります。
- 10 対象地には、過去の公募により落札された現占用者がいます。
現占用期間は最長で平成28年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は平成28年4月1日からとなります。
また、現地に設置されている施設(フェンス・車止め・照明施設・消火施設・出入口ゲート装置・防犯カメラ等)の一部は、現占用者の所有施設ですが、原則占用期末までに撤去される予定です。ただし、この公募により決定された占用許可申請者が、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め現占用者と有償譲渡等の協議を行ってください。
なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 11 占用許可期間は、許可日から平成33年3月31日までとします。
占用期間満了に際し、当該地の利用は、再度公募するものとします。
なお、占用者が引き続き占用を希望する場合は再度公募に参加することができます。
- 12 対象地内に存する橋脚にハトなどの野鳥が飛来していることが確認されています。
従って、これらの糞等が対象地内に落下することがありますので、予めご承知置きください。
- 13 対象地内において過去に油脂と思われる液体が、橋脚から落下した事により駐車車両に汚濁被害が出たことがあります。その後、何度か調査を行いました。現在においても原因不明です。
この点についても、予めご承知置きください。

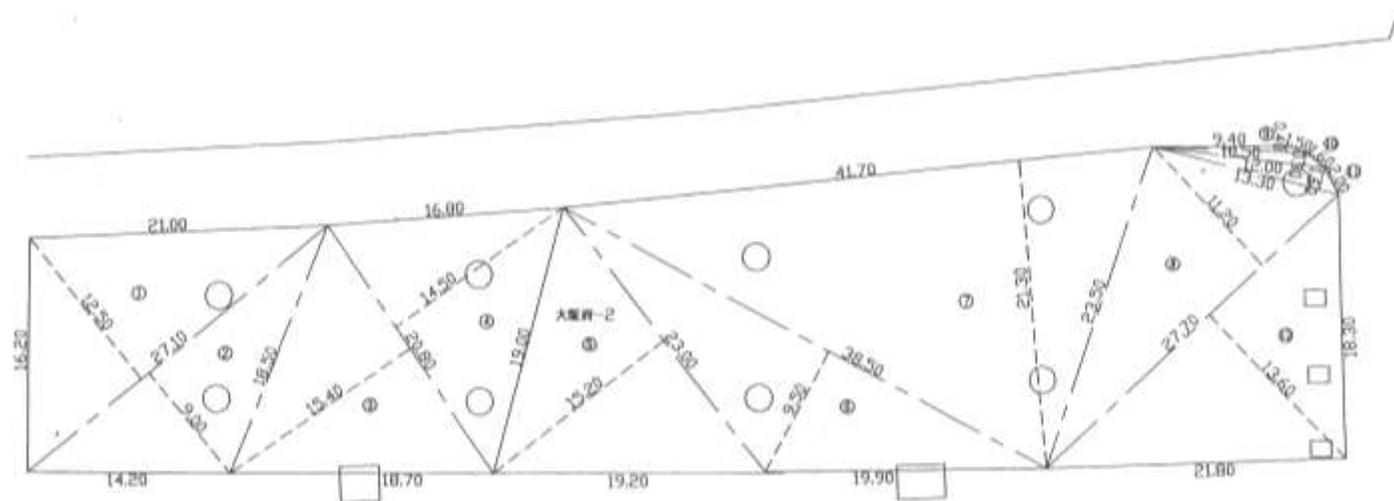
(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図(1/2) (物件番号: 第1号)



(2) 平面図(2/2) (物件番号: 第1号)

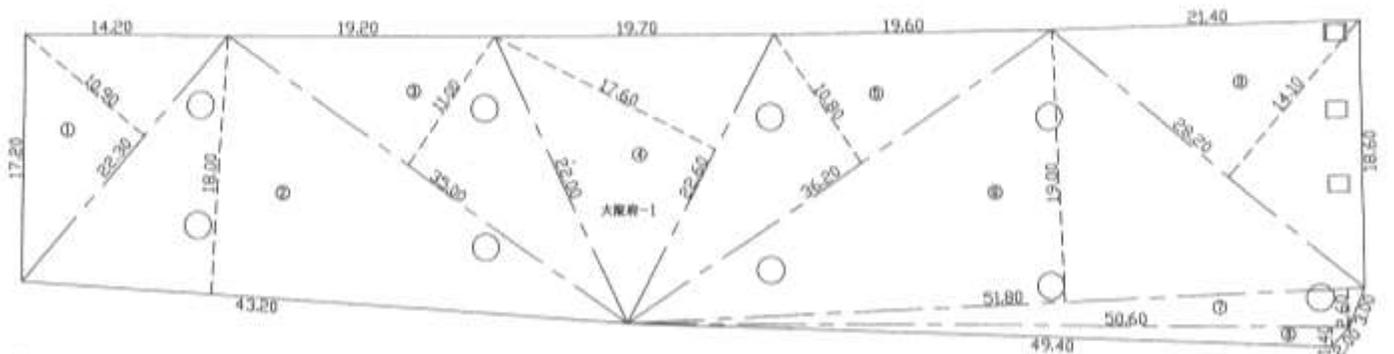


区画	大側	小側	面積
1	27.10	12.50	338.75
2	27.10	9.00	243.90
3	20.80	15.40	320.32
4	20.80	14.50	301.60
5	23.00	15.20	349.60
6	38.50	9.50	365.75
7	41.70	21.30	888.21
8	27.70	11.20	310.24
9	18.50	0.40	4.28
10	12.80	0.90	18.80
11	13.30	1.60	21.28
12	27.70	13.60	376.72
計			3531.37
面積			1765.68

名称	形式	面積
樹形	1.0 x 1.0 x x x 7	-21.98
・	0.8 x 0.8 x x x 2	-4.01
・	1.5 x 1.1 x 3	-4.95
・	2.7 x 0.6 x 1	-1.62
・	3.5 x 0.3 x	-1.05
面積計		33.61

	1765.68 - 33.61	1732.07
--	-----------------	---------

道路公園線



区画	大側	小側	面積
1	22.30	10.90	243.07
2	43.20	18.00	777.60
3	35.00	11.00	385.00
4	22.60	17.60	397.76
5	36.20	16.80	396.96
6	51.80	19.00	984.20
7	51.80	2.60	134.68
計	50.60	1.40	70.84
9	28.20	14.10	397.62
計			3781.83
面積			1890.91

名称	形式	面積
樹形	1.0 x 1.0 x x x 8	-25.12
・	0.8 x 0.8 x x x 1	-2.00
・	1.5 x 1.1 x 3	-4.95
面積計		-32.07

	1890.91 - 32.07	1858.84
--	-----------------	---------

大塚前-2

大塚前-1

大塚前-2・大塚前-1	合計面積
1732.07 + 1858.84	3590.91